

令和6年第1回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月10日(水) 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員

1番	水野 一男	2番	檜山 眞弓	3番	青山 政弘
4番	飯田 士朗	5番	大曾根 栄	6番	鈴木 久夫
7番	助川 操	8番	福田 和一	9番	宮田 幸男
10番	石崎 甲一	11番	佐川 茂	12番	峯島 勝則
13番	内田 和幸	14番	海野 浩行	15番	綿引 桂太
16番	大森 龍一	17番	會澤 留美	18番	鈴木 洋
19番	根本 衛				

- 5 欠席委員

なし

- 6 議事録署名人 14番 海野 浩行 委員
15番 綿引 桂太 委員

議長 ただ今より、令和6年第1回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名です。全員の出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 14番 海野 浩行 委員
15番 綿引 桂太 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第3号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会でも可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満た

しているものと思料いたしました。

議 長 ただいま説明のありました4件について、議席番号18番鈴木 洋委員が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会会議規則第11条により議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 まず、退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 なければ退席委員該当案件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、退席委員該当案件については許可することに決定します。

(退席委員着席)

議 長 つづきまして、その他の案件についてご意見をお願いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければ、議案第1号について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満の案件は、当委員会で可否の決定を行い、30アール以上の案件については、当委員会で可否の決定をしたのち、後日茨城県農業会議で行われる常設審議委員会に諮問するものです。

事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号の説明)

議 長 　ただ今、説明のありました 3 件について、ご意見をお伺いします。

6 番 　諮問番号 3 番ですが、見川のほうではもともと資材置場を持っていたということですが、どのくらいの規模ですか。

事務局 　譲受人は本社が水戸で社員が 18 名と伺っています。水戸市見川に資材置場がありまして、1,800 m²の資材置場を利用していましたが、県北地方に業務の拡大が見込めたため、那珂市に資材置場と駐車場を申請したということでした。

4 番 　申請地は第 1 種農地で優良農地に感じるんですが、許可の条件を教えてください。

事務局 　第 1 種農地の不許可の例外の中の 70m 未満に 6 戸連担が取れば集落接続とみられるということに該当します。畑の真ん中の何もなくて家が建つことは基本的にありませんが、70m の中に家が連なるような場合は、第 1 種農地であっても集落接続に該当しますので、例外規定にあてはまると考えています。

18 番 　資材置場と駐車場ということですが、地目は何になるのか。それとこの面積が本当に必要なのか、判断基準はあるのか。

事務局 　資材置場については面積の縛りはないので、その業者がどういった規模でどのくらい拡大したいからこのくらいの面積が必要だという資料を預かり、事業の計画とどういふものをどのくらい置くのか確認したうえで必要性があると判断しております。

4 番 　瓜連の 118 号線の西側は許可できないと言われてきたが申請があって連担が取れば許可することになるわけですね。

事務局 　例えば家を建てる場合、70m² 6 戸連担というのは農地法の許可基準となりますので、他に都市計画法の許可も別にありますので、その条件がクリアされた場合に許可になる場合もあります。

議 長 　他にご意見がなければ議案第 2 号について、許可することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第2号について、すべて許可と決定いたします。
諮問番号3番については、県の常設審議会に諮問いたします。

議 長 議案第3号につきましては、農政課からの説明になりますので、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、5件です。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件です。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、8件です。

報告第4号 制限除外の農地の移動届について、2件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は10時10分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。

議案第3号 農地中間管理事業 農用地利用集積計画（一括方式）については、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第3号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見をお願いします。

4 番 水利費は14年間借主が払うということですか。

農政課 今回の賃料については、地域の話し合いで1反歩あたり3500円に決めたと聞いております。水利費はこの3500円には含まれていないと聞いておりますので、別途耕作者が支払うと聞いております。

4 番 水利費は含まれていないということは、作れない期間は水利費は払わな

くていいのか。

農政課 どちらが払うかは地域での話し合いになると思いますが、耕作者が払うということをお聞きしています。

6 番 貸し手と借り手が同一なことについて説明願います。

農政課 基盤整備実施地域で機構集積協力金という農地中間管理機構にどれだけ農地を貸し付けたかで算定される協力金の申請を目指す地域となっています。こちらを活用する場合は自作農地についても貸付け可能ということで、いったん農地中間管理機構に貸付けてまた自分に貸付けるという形をとっています。

6 番 協力金は面積に対しどのくらい出るものですか、また予算の出どころはどこですか。

農政課 市で予算措置はしますが大本は国の予算です。貸付する面積に応じて 1 反歩あたり 28000 円で計算されます。

6 番 基盤整備することによって個人負担がなくなるということいいんですね。

農政課 基盤整備は費用がかかりますので、この機構集積協力金とは別に補助があると思いますが、機構集積協力金は用途が決められていませんので地域の話し合いで自由に決めることができるとされております。

18番 期間が 14 年ということですが、今までとの 5 年の差はどういうものか。

農政課 中間管理機構で示されているものが、10 年以上が原則となっているので 10 年以上であれば自由に設定できます。

4 番 中間管理機構を通す場合は 10 年以上じゃないと認められないということだが、今までも 3 年とかがあったんじゃないか。

農政課 農地中間管理機構を通す場合はすべて 10 年以上で出しておきまして、今指摘されたのは別な制度である利用権設定という制度だと思います。

議長 他にご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第3号については、承認することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもって、令和6年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時27分